

(令和7年6月30日発表)

物流効率化等生産性向上支援事業補助金

◆アピールポイント	・市内事業者の生産性向上による物流機能の維持を目的とした補助金制度を実施 ・市内の中小物流事業者を対象に、生産性向上に向けた設備やシステム導入を支援 ・最大 200 万円、補助率 2 分の 1 の補助金を交付
◆内容など	【補助金の概要】 (1) 対象者 ※次の全てを満たす貨物自動車運送事業者 ① 申請日において貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業の営業の実態があり、引き続き営業を継続する意思があること。 ② 営業に必要な許認可等を有していること。 ③ 静岡市内に営業所を有する中小企業等又は個人事業者であること。 (2) 対象事業 ① 業務効率化に資するシステム・資機材・設備の導入 ② 積載効率向上に資するシステム・資機材・設備の導入 ③ 荷待・荷役時間の削減・把握に資するシステム・資機材・設備の導入 (3) 補助率等 補助率 2 分の 1、補助上限額 200 万円 【申請書類の提出】 (1) 提出期間 令和7年6月23日(月)～10月31日(金)17時(必着) (2) 提出方法 電子申請、郵送又は持参 電子申請 URL : https://logoform.jp/form/79j2/1088411 (3) 提出先 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎5階 産業政策課 企画係 【相談窓口】 生産性向上に向けた経営相談対応や、申請書類作成・補助事業実施を支援するため、中小企業診断士による相談窓口を設置します。 (1) 場所：静岡市役所 清水庁舎 5 階（静岡市清水区旭町6番8号） (2) 開設時間： 9時～12時、13時～16時（平日の月水金のみ） (3) 連絡先：054-354-2290 ※ 対面、オンライン相談は事前予約制 【その他】 制度の詳細は、下記 URL からご確認ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s013091.html

別紙資料 有・無

【問合せ】産業政策課（清水庁舎5階）

担当 藪、鈴木

電話 054-354-2185